

参議院大蔵委員会会議録第三十四号

(三九三)

昭和三十三年四月二十六日(金曜日)午
前十時四十六分開会

委員の異動

本日委員小笠原二三男君、木内四郎君
及び吉米地英俊君辞任につき、その補
欠として江田三郎君、宮田重文君及び
中山壽彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 西川 善五郎君
大矢 正君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
小柳 牧衛君
堀見 俊二君
高橋進太郎君
田中 茂穂君
土田 國太郎君
西田 信一君
宮田 重文君
宮澤 喜一君
栗山 良夫君
樺 繁夫君
前田 久吉君

政府委員

防衛政務次官 高橋 等君
防衛庁次長 増原 惠吉君
防衛庁経理局長 北島 武雄君
防衛庁裝備局長 小山 雄二君
大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵省主計 中尾 博之君
局法規課長 正示啓次郎君
大蔵省管財局長 事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○臨時受託調達特別会計法案(内閣提
出、衆議院送付)

○国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○国有財産特別措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員
会を開きます。

議事に入るに先だつて、委員の異動
について報告をいたします。本日付を
もつて小笠原二三男君、木内四郎君、
吉米地英俊君が辞任され、その補欠と
して江田三郎君、宮田重文君、中山壽
彦君が委員に選任せられました。

○委員長(廣瀬久忠君) まず臨時受託
調達特別会計法案を議題として質疑を
行います。

○大矢正君 政務次官がおいでになる
前に、こまかい面と事務的な点について
お尋ねをいたしたいと思うのでありま
すが、米國から日米相互防衛援助協定
に基いて受けるところの資金というも
のは、これは船の建造、それから建艦
の資金だけなのかどうか。たとえば装
備があります。戦闘裝備と申します
か、専門語はよくわかりませんけれど

も、そういうような裝備の資金は一体
どうなるのか。それから船を当然設計
をすることになるのでありますが、そ
ういうような一般的な行政資金は、こ
れはこの中に含まれておられるのかど
うか。そういう点についてちよつとお答
えいただきたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 今回の特別
会計に計上いたしております六十七億
二千八百八十万円、この金額は艦船の建
造費二億分でございます。ただ、この
ほかに米國側といたしましては、日本
で生産できない武器等につきまして、で
きたものを日本側に供与する、こうい
うようなことになっております。その
金額は六十七億の中に入っております
せん。またこの船の建造につきまして
要する行政事務費、これは日本側の負
担でございます。昭和三十三年度にお
きまして約三百数十万円であります。

○大矢正君 あなたの方から説明はま
だ聞いておりませんが、衆議院
における説明の内容から調べてみまし
たところが、この船の性能というもの
は、大抵二千三百トンの排水トン数を
持ち、速力は三十二ノットであり、航
続距離が六千海里、あるいはまた戦闘
裝備と申しますか、そういう点では、
五インチ砲三門、三インチ速射砲四門
というようなことが明らかにされてお
るのでありますが、あなたが今言われ
た日本で裝備することのできないもの
というのは一体何なのか。当然今まで
発表されているこういう五インチ砲の

三門や、三インチ速射砲の四門、こう
いうなにならなくて、もっと別な裝備
をさして言っておられるものと私は思
うのですが、そういう点はどうなるも
のですか。

○政府委員(北島武雄君) 米國側から
供与される裝備、これは日本で生産で
きないと申しますのは、経済的にでき
ないというのと、技術的にできないと
いう二つのことがございしますが、米國
から供与を受けるものは、一隻につき
まして、ただいまお話のございました
五インチ砲三門、それから五インチ及
び三インチ砲用の射撃指揮裝置、こう
いったようなものでございます。先ほ
どお話になりました裝備の中に入つて
おります。

○大矢正君 今あなたの言われた内容
は、アメリカに裝備してもらつと言っ
ちゃおかしいのですが、アメリカに
持つて行つて裝備をするのか、向うか
ら持つて来てこちらで裝備するのかわ
かりませんけれども、米軍の手によつ
て裝備する、今あなたの言われたのは
そうなんですね。

○政府委員(北島武雄君) さようでご
ざいます。ただいま申し上げたような
種類のものは、米國で米國政府が発注
いたしまして、でき上つたものを防衛
庁に引き渡しましてこの艦船に取りつ
ける、こういうことになります。

○大矢正君 先ほうちよつと述べたの
ですが、設計をする設計の仕方であり
ますが、米軍から設計書もらつて、

それを多少手直しするというような程
度において設計をするのか、それと
も、もうあなたの言われたような日本
の現在の技術水準では裝備すること
ができないような部分を除く他の全般
について、日本が独自の立場からこれ
を設計するという方法をとられるの
か、その点はどうなのですか。

○政府委員(増原惠吉君) 設計は日本
側でいたします。今申したような日本
側で技術的にあるいは経済的にでき
ない裝備をアメリカから供与を受け
て、取りつけることはこちらでやるわ
けです。全体の設計は日本側で行い
ます。

○大矢正君 あなたは、今、日本側で
設計を行うと言ひますけれども、これ
は船をもちろつということなんです
から、もちろつがみずからの主体性を確
立して設計その他一切をやるというこ
とに私はならないのじゃないかと思
う。かりにそれは一応日本の防衛庁の
方では設計はするけれども、米軍の方
では設計は初めその設計というものが
確認されるということになるのじゃな
いかと思うのですが、その点はどうで
すか。

○政府委員(増原惠吉君) 船をでき
上つたものをもちろつてあります
が、もちろつ船の大体の基本的な要目と
いうものは向う側とこちら側が一応話
し合ひしたのであります。五インチ砲
を三門作るとか、連装速射砲を二基作
るとかいうことは向うと話をしたわけ
でありますけれども、そういう意味の

いわゆる了解はあるわけですから、それに基いて設計をやるわけでありまして、設計は日本側で行う、こういうこととであります。

○大矢正君 政務次官にお尋ねいたしたいのでありますが、承りますと、二隻の建艦費が六十七億二千万円というふうになっておりますけれども、これはどういうことですか。六十七億二千万円でかりに二隻の駆逐艦がでない場合には、その不足の負担は一体どうなるのか。余った分はアメリカに返すということは法律に明らかになっておりますが、不足の分は一体どうなるのか。

○政府委員(高橋等君) それは入札で三年間の額を一応きめます。そうしてそれで非常に物価の変動があつてもし足りない場合は、これは造船所の会計になるわけですが、そんな大へんな物価の変動があるという事は、われわれとしては考えておらないわけです。

○大矢正君 あなたは物価の変動はないとおっしゃるけれども、たとえば鉄の値段でも相当最近においては急速度に一般市場においては値上りをしてい、そういうようなこともありますし、それから完全に船がでる上るのが三十五年の二月でなければ竣工しない、三年間という長い間かかって作られるのでありますからして、今日のような非常に科学が進歩する、特に平時とはいいいながら、軍備についても急速に新しい技術や軍備がととのつてゆく今日でありますからして、今の駆逐艦に搭載しようとする設備、それからまた今駆逐艦に装備しようとしているところの戦闘装備の内容、こういうものはもうここ三年の間に相当進歩す

るし、変化が出てくるものと思うのであります。三年間たつても今と同じような船を作る。そうして装備も今計画しているのと同じものしかやらないというお考えならばいざ知らず、そうでなくて、三年たつてほとんど戦闘装備というものが変化している場合には、それに合せた船を作らなければ何

○政府委員(高橋等君) そうした非常に大きな変化とか設計の変更ということは、これは考えておらないわけでございます。

○大矢正君 そうすると、今の段階の装備は、そのまゝ三年たつても、いかにすばらしい高性能の機械やその他がで

○大矢正君 事務当局の、特にこれは大蔵省にお尋ねいたしたのであります。第一の「受託調達契約の実施」に関する政府の経理の適正を図るため」という文句があつて、「経理の適

正」という言葉がここに載っておりますが、これはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(中尾博之君) 第一条の受託調達契約と申しますのは、アメリカ政府と向うの海軍省と、それから日本政府との建艦の一つの契約でございますが、この契約を実施いたします場合には、これを下請に出すとして、これは注文に出すわけでございます。その注文に出します場合の金の受け払い、これが昨日も申し上げましたように、これに全額日本政府の税金負担とは別のものでございまして、全部アメリカ政府の負担にございまして、これを先ほどお話が

係の行政的な経費、これは日本側の負担という事になっております。それ以外

たしましても、すべて通り抜け勘定でございまして、その間の建前がござい

たしましても、すべて通り抜け勘定でございまして、その間の建前がござい

○大矢正君 この会計というものは、今あなたがおっしゃったように、これは単なる通り抜きの会計であるという

確かに「日本国及び他の国の使用に供す

○政府委員(高橋等君) このでさうり

は、この艦船の建造のように多額の費用と完成までの間に長い月日がかかるものであります。こうしたものについて、これが設計、監督、検査のために技術専門家を調達現地に常置させる必要があるわけでございます。そういう必要からいたしまして、一々アメリカからそういうものをよこすのではなく、信用ある政府を相手方としてこれらの仕事をするのでなければ実施が困難であるということ、いま一つは予算の使用につきましても時期的にいろいろの制約がございまして、いろいろ検討いたしました結果、ここで域外調達でわが国でやるとすれば、この方法によるのが最も適当であ

○大矢正君 六十七億二千万円という

今後において政府が調達する責任を負うわけでありまして、業者と

な変化によつて、先ほどもお尋ねした

いう、そういう事務的な時間的な問題
がございますものですから、はなはだ
御迷惑をおかけいたしておるのでござ
います、そういう意味合いからお願
いいたしておるようなわけでござい
ます。

○大矢正君　そのあなたの今言われた
立ち消えになるというのは、何が立ち
消えになるのですか。

○政府委員（高橋等君）　この四月三十
日まで日本の方で受け入れ体制がで
きませんと、アメリカの会計年度の関
係上、予算の執行ができないことにな
ります。そういうような意味からこれ
を急いで御通過をお願いしたい、
こういうわけでございます。

○大矢正君　アメリカの都合によつて
日本の国会が、われわれの法案を差し
おいて積極的に、しかも十分に論議も

でありますから、これは非常に私は遺憾だと思ひます。しかしこれはまあ、あなた方と私どもの見解の相違もあることでありますから、深くそのことに ついては触れたいとは思つておりません。法律を急ぐ理由というものは、日本 の国のために法律を急ぐのが至当であつて、よその国のために急ぐような 感じを私は持つ。

そこで、その点はおきまして、次のこゝでついで質問をいたしましたと思つたのであります。

であります。受託調達契約というものは一体これはどこにあるんですか。○政府委員(中尾博之君) はなはだ失礼でございますが、どこにあるというのは条文のことかと……。

○大矢正君 何かここに、第一条の三項に「受託調達契約とは、防衛庁設置法一云々とあるが、その受託調達契約

というのはどこにあるのですか。

○政府委員（中尾博之君）　これは付則にございます。

○大矢正君　どこの付則に……。

○政府委員(中尾博之君) この法律案の付則でございます。この法律案の付則の二項でございしますが、付則の二項におきまして防衛庁設置法を改正いたしております。防衛庁設置法の付則に第七項というのを加えまして、そこに七項が書いてございます。この法案の五ページでございいます。

○大矢正君 いや、わかりました。受託調達契約というものは、この会計法を設置するための要件なんです、こういう特別会計法を作るためには、この受託調達契約というものがあつて、この会計法というのでできるんですよ、そうじゃないんですか、その点とどうですか。私も法律のことはよくわからぬから、将来のこともあるから、参考のために伺いたい。受託調達契約というものがあつて特別会計法を作らなければならぬというのじゃなくて、会計法があるから受託調達契約というものができ上るんですか、どちらなんですか。

○政府委員(中尾博之君) 御質問の趣旨が実は、はっきりいたしません。が、受託調達契約という名前を特に付しましたのは、アメリカ側と今回二隻の艦の建造に関する契約を結びまして、それを取り扱うのに便宜のため受託調達契約ということに法律上名前をつけたわけです。こういう契約をいたすことそのものは、別に法律を必要とするとは思いません。ただこういう契約をいたす場合には、もしこれをいたしますとなると、一般会計です

ることになります。これはおそらくこ

ういう権限をどの省も持っておりませんから、これをやります場合には総

関係で、この両者は互いに並立する一つのことの財政面と実質面ではございますけれども、うらはらになっておる。一つのことといえは一つのこと、うらはらであるから、二つといえは二つであります。まあ並んでいるようなものでありまして、どっちがどっちとということではございません。なお受託

ばれないと、この会計が成り立たないかということでありますが、結ばれませんでした、この会計は中身の活動を開始いたしましたさんから、入れものとしたものでは、御審議の結果、御賛同を得ましてこれが通過いたしますれば、会計法も成立いたしますし、予算も成立するということになります。

○大矢正君　そうすると、受託調達契約というものができ上るまでは、この間の法律は必要がないということになるわけですね、あなたの言われたような言葉ですと……。

○政府委員(中尾博之君)　受託調達契

約そのものを行います場合に、直接にこの法律は必要といたします。というのは、受託調達契約をいたします場合に、この法律がございませんとすると、会計法がございませなければ、これは一般会計でもって経理しなければならぬということに当然なります。それから、その仕事をいたしますのも、本府の内閣総理大臣官房あたりの所掌事務になることであります。これは事情に即しませんし、適当でございませぬので、これを結ぶ前にはこういう能

勢を整えておくことが必要でござい

○大矢正君 まだわからないんですが

ね。そうすると、受託調達契約というアメリカ合衆国と日本の政府との間における話し合いに基いて、取りきめに基いて、この会計法というものが必要を生じたのじゃなくて、この会計法があるから、特別会計法というものを先に作っておいて、それから受託調達契約というものを結ぶと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(中尾博之君) それが仕事
のやり方として工合がいいというこ
とでございまして、受託調達契約とい
う契約をここでもって防衛庁の所掌事務
としたしますに伴いまして、この契
約を受託調達契約と銘打ったわけで
すが、この契約そのものを国が結ぶこ
と自体におきましては、この法律は必要
がない、結ぶことだけでもって済みま
す。

するならば……。しかし結論だ結果はこれを実施したきなければなりません。その経理はやはり納税者の勘定である一般会計とは別にしなければなりません。ですから、そういうような事務は防衛庁でおやりになって、そこで

いろいろな艦船建造の経験をお積みになるといふのが目的であつて、それがまた主たる目的の一つにもなつておるわけでございます。考え方といつたしまして、この二つの法律を前提といたしまして実施するといふことが適當でございまして、その意味におきまして、契約を結ぶ前にこれが必要になるわけでございます。

いすね あの中に この受言談

ものが用立てられておるのかどうか。私は

ります。その点をお伺いいたします。

○政府委員（高橋等君） それはこの法律の中に入っております。

○大矢正君 そうすると、あなたの今言われた意見をもう一回聞くのです。この駆逐艦二隻を建造するための受託調達契約の内容というものは今の

一、防衛改正に入っているというのです。この法律に入っているかどうかと。私は聞いているのじゃないんですよ。今、内閣委員会に提出されている防衛庁設置法の一部改正の中に入っているかどうかということをお尋ねしているのです。

○政府委員（高橋等君） この付則第二項の「防衛庁設置法の一部を次のよう

に改正する。」ということによりまして、その中身に規定をいたしておるわけでございます。

○大矢正君　あなたの言われるのは、この付則の第二項に基いて出しておるのと、こう言うのでしょうか。内閣委員会

は、これはないのでしょうか。調達関係に関連するものは……。

○政府委員（高橋等君） この防衛庁設置法の、内閣委員会が審議をいたしてありますものの中には、もちろんないわけでございます。それなるがゆゑに、この付則でお願いをいたしておるわけでございます。

○大矢正君 どうしてその防衛庁設置法の一部改正の中でこの修正をするよゝうな提案をしないのですか。会計法の

中、防衛庁の権限をとりこかく修正

ますね。防衛庁の林田さんとにかく、鶴田さん
するんですよ、そういうものをなぜこ
の会計法の中でうたわなければならぬ

のか。現実には防衛庁設置法の一部改正を内閣委員会で行っているのに、この中になぜ持つてくるのですか。

○政府委員(高橋等君) この駆逐艦の建造の問題は、今御指摘のように、会計法では特別会計法を必要とする、それから一面、これが契約の締結、検査その他の仕事をやる権限を防衛庁長官に与える必要があるので、この二つの法律が必要にな

に与える。この二つのことが必要なければ、
 けでございいます。そうして、これはいい
 ずれもうらはらの関係をなすものであり
 り、また駆逐艦を二隻建造するだけのため
 ためにこれは必要な措置なのでござい
 ます。そういうような意味からいたし
 まして、この駆逐艦二隻の建造が終れ
 ば、この法律は、自然、特別会計法と
 ともに消滅いたしますのでございいます。

そういふきねめて短期間の。しかも陳
られた目的を持ったものの取扱いでこ
ざいますから、会計法と同時に一体と
してこれを出す、こういうことをいいた
したいようなわけでございます。本筋か
らいえば、もちろん御説のように防衛
手立ては日本と連つた、一つの防衛で

戸設置法自体を直すのも一つの本能でございいます。が、今申しましたようなことを勘案いたしまして、こうした措置をとっておるようなわけでございします。

○大矢正君　あなたも本筋としては、防衛庁設置法の一部を改正する法律案の中で、今度のこの付則の二項に当たっているようなことは修正すること、が正しいんだというふうにお答えになっていんですが、あなたも今それはお認めになっているのですが、それ

をなぜやらないのですか。

○政府委員(高橋等君) 先ほど私から申し上げましたような理由で、これはむしろこの一体としての法律として扱った方が便宜である、こういう考え方からいたしているわけでございます。

○大矢正君 これはあなたの言うようなそういう考え方で行くと、法律というものはどんなに直してもよい結果になってきますよ。防衛庁の設置法を修正する内容を大蔵委員会でもって会計法と一緒にやれるような結果が出てきた、かりにそのことが部分的なことであつたとしても、幾らでも、ある法律をほかの法律に少しづつ付けて直していけば、極端なことを言うようだけれども、それこそ自衛隊の員数は、これはまあ本法の中で明らかにうたわれておる通り、それを修正する場合に、もちろん他の法律でもって直すな、ということとは私はできないと思うのですが、そういうことだつて、あなたの論法からいけば、やろうとすればできる結果になるのじゃないですか。こういうばかげたことをわれわれ認めてやらしておつたら、これはどんな法律でも幾らでも変えていく結果になるので、私はこれは絶対納得がいけないのです。あなたに私を納得させるような理由は、根拠はありませんか、何か。

○政府委員(高橋等君) こうした取扱いをいたしております先例は、実はいろいろあるのをごさいます。その他、法律論につきましても大蔵省の法規課長の方から御答弁をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(中尾博之君) まあ先例も

ございますし、それから一つの法律で

それと関連のないものを結びつけまして、そういうことでどんなことでもできるんじゃないか、そういうこともあるいは言い得ましよう。しかし、そういうことをやるのが決して従来の慣行でもございませぬし、政府といたしましても、そういう常識に外れたことをやることはないのでございまして、元

来法律の本則と付則にはどういふ関連のものを規定すべきものであるかというところについては、おのずから政府内部でも統制はございまして、それによつて従来、法律というものができ上り、それで法律体系というものが有機的に設置されておるわけでございまして、ただ今回は、本則は会計法でございまして、付則におきましては防衛庁の設置法を改正いたしておるのであります。本則につけてまして、付則として規定いたします事項は本則と密接な関係があるものでございまして、それが一つとして御判断を願う、御批判を受けるということが適當である。実施する場合にそれが同時に実施される。もし批判されるならば、それが同時に批判されるという性質のものでなければ、これの付則に載せるというふうな取扱いは従来もいたしてございませぬし、今回も決してそれ以外のものを付則に載せたものではないのでございまして、そういう原則に従ひましてやっておるわけでございまして、元来この本則に規定いたしております会計法の関係の、経理の關係、それから付則に規定しております付則七項の一号、いわゆる受託調査契約を締結したり、それからこれを締結いたしまして、その実施をいたしますという事務、あるいはこのうらはらに

なります会計を取り扱うというものは、その会計法の方の取扱ひの關係の

規定で、これはまさに密接な關係があるわけでございまして、対象として一体の、一つのものである。その手続をいろいろな面から手当をする必要もあるというにすぎないのでございまして、内容といたしまして御審議願う場合には、まさに一つのこととございまして、またこれが実施される場合におきましては、これは同時に実施されるという状態でないといふことが悪いのでございまして、一つの御判断でその大綱は御批判願うものでございまして、そういう關係でございまして、この会計法と設置法とが關係があることは御了解願ふと思ひますけれども、これは、まあどちらを本則にする、どちらを付則にする、どちらも本則という形も考えられるのでございまして、従来片方を本則として片方を付則とするというものが法制の立て方でございまして、この場合、会計法の方を本則といたしまして、その関連といたしまして設置法の方を付則といたしまして、たわけたものでございまして、会計法の方を本則といたしまして、まあ特別會計の設置でありまして、純然たる新規の問題であります。しかし一方は防衛庁設置法というのにはすでにございまして、この一部改正というふうな形になりますので、この点も、やや立法の内容と申しますか、法規の形式の面から見ますと、まあ完全な形でない一つの法律になります。この方を付則といたすことにはいたしたのでございまして、以上申し上げましたような次第で、従来政府がとっております付則というものが規定すべき事項の限界の範圍内にお

きまして、そういう原則に従ひまして処理いたしたものでございまして、その例に漏れるものでございませぬし、それからまた御懸念のございましたように、どんな法律でもいろいろのちよん切つてつなぎ合せてできるかというやうな、そういう裏に流れたやり方を決してとつては、この点も御理解をいただきたいと存じます。特別会計法でありますとか、公団、公社等を新設する法律、そういう会計的な面の創設的な規定におきまして、これに関連いたしまして、各省設置法を改正している例は多々ございまして、もちろんその会計なりなんなりで行いますること、全然關係のない部分の設置法の改正というのには行なつておらないのでありまして、両者が、今回の場合のように、密接な關係がございまして、場合には、きわめて一般的に行なつておるところであります。この点で本法案はその一般の例によつたわけでございまして、何ら例外ではございませぬ。御理解を頂戴いたしたいと思ひます。

○大矢正君 これは納得はまだできないのですがね。それじゃこれは付則のやつを一応伏せてお尋ねいたしますがね。特別会計法というものをこれは設定をするからには、その理由なり根拠というものが必要なんではないか。会計法を作るのだからね。ところがこれの

一体根拠はどこにあるのですか。こういう特別会計法というものを作らなければならぬ根拠はどこにあるのですか。あるいは作らうとする理由はどこにあるのか。理由は、アメリカとの間において話し合いがあるからこうだとかいう、そういう点はどうなんですか。

○大矢正君 わかりました。日本の政府と合衆国政府との間において六十七億二千万円でありまして、金をやるから、駆逐艦を二隻を作れと、わかりやすくいえば作れ、でき上つた駆逐艦はとにかく日本の国に無償で譲渡するのだ、こういうことなんではないか。わかりやすく言うとな。そこで僕はわかりたくないのは、それじゃアメリカとそれ

か。受託調査契約というものが、でき上つた、受託調査契約の以前に何かあつた、またあるわけでしょうね。そういうつながつてきて、そしてこういう特別会計を作らなければならぬというところになつた。だから特別会計法を先に作つておいて、そして付則の法律の方へきて始めて会計を作らなければならぬのはこういう理由だといふ、そういう格好に解釈をされるのじゃないですか。

○政府委員(中尾博之君) どうも説明が上手でなかったと思ひますが、御理解を得られなかつたので恐縮でございます。繰り返しますが、政府といたしましてこういう契約を結ぶことは、これは予算さえあればできることでございまして、予算を一般会計において政府がととのえまして御審議を願つて済む問題であれば、特別会計は必要がないわけでありまして。ただ、これはその通りで、こういうやり繰りの、やり取りの経費を組むことは適當でないと思ひましたので、特別会計の予算として御審議を願ひたい、こう考へております。關係上、特別会計の予算を御審議願ひますためには、その特別会計の法律を作らしまして、一般会計と区分するといふ区分の単位を作つていただかないと困る……。

○大矢正君 わかりました。日本の政府と合衆国政府との間において六十七億二千万円でありまして、金をやるから、駆逐艦を二隻を作れと、わかりやすくいえば作れ、でき上つた駆逐艦はとにかく日本の国に無償で譲渡するのだ、こういうことなんではないか。わかりやすく言うとな。そこで僕はわかりたくないのは、それじゃアメリカとそれ

から日本政府との間における話し合いというものが、この特別会計法を作ると、これは何と云うのですか、理由というか、根拠というか、よりどころといひますか、そういうことになるでしょう、解釈として、そうじゃないんですか。

○政府委員(中尾博之君) どうも御質問の趣旨がつかめないで恐縮であります、が、今回の特別会計法案を立案いたしましたとして、御審議をお願いいたしますというこの話が、話と申しますか、段取りに相なりましたのは、アメリカ合衆国側と日本政府側とで相互防衛援助協定の具体化と申しますか、その話が比較的最近になって具体化したしまして、その契約が結び得るような状態がととのつてきたことに起因するものでございます。そういう意味におきましては、そうありますが、しかしこの、それは歴史的なといひますか、プロセスの問題なんです。これはあくまで特別会計を区分する、そういう技術的な必要のための法律であります。

○大矢正君 この会計ができて、これは単に素通りをするだけである、金が……素通りをするだけであるという、こういう解釈には必ずしもならんと思ふのです。考え方の相違かどうかはかりませんけれども、かりにこれは日本の国全体で考えてみた場合に、先ほど私が申し上げているように、万いろいろなる事情の変化によって赤字が出た場合には一体どういふことになるのか。これはやはり日本の国が負担をするという、そういう格好になる危険性が非常に強い、私はそうではないかと思ふのであります。それから、当然この契約の中には、船を作る

場合にはどういふ内容の船を作らなければならぬという、そういうアメリカからの日本政府に対する拘束といひますか、そういうものも当然私はあると思う。ただ金をくれるばかりはおらんですからね。その船はかくかくのものではないかな。その規格に合うものでなければならぬ。そうなるのとすると、日本とアメリカとの間における話し合いというものは、明らかに日本政府の行動なり行行行為に対する拘束を受けている格好になるでしょう。それはどの程度日本政府に響くかどうかしらんけれども、私はそういうことになると思う。その基となるそういう拘束をされたり、あるいは責任を負わされたりする、こういう契約といひますか、話し合いの内容と申しますか、こういうものは、議会において明らかに承認をされた上に立つて、その上に立つてこういう会計法といふものが生まれてくるというの、本来のあり方ではないかと私は考えますけれども、これは法律内容の字句の問題とか何とかいうことではないので、これは政務次官から御答弁をいたしたいと思ひます。

○政府委員(足立高郎君) 大矢委員の御指摘の点はまことにごもっともだと思ひます。実はこの話がありまして、ときに、私自身も同じような疑問を持ちまして、実は政府内部で大分議論をしてきたわけであります。相互援助協定に基づきまして、アメリカが日本に艦船を供与する、従来の例でございますと、アメリカが持っているものを日本にくれるわけでありまして、向うのおぼしめす通りものをもらふということでございます。これは一つの形だ。そ

れから今度の場合には、日本の持っている造船技術の向うも非常に尊重しまして、日本の将来の防衛計画を立てる上において、日本みずからの力で、日本の思うようなものを作ることがいいだろうというので、金をくれて、それを援助する。そして日本で設計も監督も、アメリカからの指図を受けず、日本政府の独自の立場で設計監督をやりまして船を作らせる。抽象的に言えはこういふ話でできたものと思ひます。この間の詳しい事情はむしろ防衛庁の方から申し上げた方がいいと思ひますが、私はそういうふうに認識しておる。そこで、そうなる場合に処置をどうするかということ、私は二つの形が考えられるということで、政府内部でディスカッションしたわけでありまして、一つの形は、アメリカ政府が従来の例のように、できた船を日本にくれるというのであれば、アメリカは金を出す、しかし日本のメーカー、造船会社に船を作らせて、でき上つたものを日本政府にくれるという形になる。これを突つ込んでいくと、アメリカとしては、日本の一造船会社とアメリカ政府が契約をして、そして船を作らせるということになりまして、これは一応形はアメリカの思うままのものを作るといふことになりまして、日本政府の意のごとく設計監督もできないという不自由さがまた逆につけて参ります。それからもう一つは、アメリカ政府が日本の造船会社と契約して、船を作らせると、アメリカ政府として不安があるものであります。そこで日本の政府も何らかの保証をしなければならぬ。何か法律を作り、債務保証という形で、日本の造船会社がアメリカ

政府との契約で違背があつた場合には、日本政府がある程度責任を持つというような保証をしなければならぬという問題が起つてはしないか。そういう保証なしには、アメリカ政府としても一日本の造船会社に船を発注することは無理だろうということが考えられるのであります。

もう一つは、今御提案申し上げておるようなこういう形でございまして、日本の造船技術や技能というものを十分尊重して、向うはまかせ、そして日本の設計監督でやり、でき上つたものは日本政府が無償で譲渡する、こういうことは日本政府としては歓迎すべきことではないかということで、いろいろ議論をして、こういうことになつたのであります。経過は、率直に申し上げますと、さうなることになると思ふのであります。なおアメリカ側との具体的な問題につきましては、防衛庁の方からお答え申し上げるのが適当だと思ひます。

○大矢正君 これはあなたの言われた歴史的な経過は大体わかりましたけれども、そういう歴史的な経過というものは、その間にもいろいろ日本側とアメリカ側の間にいろいろある、これは金をよこす、そして余つたものは返すという取りきめといふものは、何か条約なりその他の方法によつて明らかにする立場といふものは必要がないのですか。ただ、わけのわからない金が入つて、それが出ていったといふことは、果していいのですか。

○政府委員(足立高郎君) この基本の条約は、申すまでもなく相互援助協定がございまして、その具体的な例としてこういう取りきめをやるというこ

とは何ら差しつかえないものと私も理解しております。

○大矢正君 先ほど政務次官の話を承りまして、防衛六カ年計画の中に、おいて、逐次米軍の船舶の供与、貸付でありますか、貸与でありますか、そういうものもやつてもらうというやうな意見があつたのです。このたびのやうに日本の国でいわゆる艦艇の域外調達を行なつてもらいたいという要望が再三アメリカになされ、何回行つたかわかりませんが、日本から防衛庁の代表が行つて、アメリカに頼み込んで、ようやくして相互援助協定の付属書Aに基いて、このたびは、それは金を六十七億二千万円か何かかわりませんが、やう、こういうことに結果はなつたと思ふのですが、まだ日本の再軍備はこれから拡大をしなければならぬという現在の政府の考えからすれば、当然今後もこういうやうに船舶の建艦を日本で行う域外調達をやらせるやうな希望を出されるものと思ふわけでありまして、もしそうであるとすれば、今回限りで、この建艦といふものが終ると、一切今後においてはこういうことがないといふのであれば別問題でありますけれども、今後ますます拡大をしていかなければならぬという政府の立場からすれば、当然米軍からこのやうな無償譲与を受けるやうな方向をとるといふことになる。そうすれば、これは単に部分的に臨時の立法ではなくて、本格的に、日本の法律の、特に防衛庁設置法の中にあるいはまた、それに相応して、会計法を臨時に設けるのじゃなくて、恒久的なものを特別会計としても考へるというやうな、こういうことがとられ

てしかるべきじゃないか。これは私の希望するところではないけれども、政府の今の考え方を想定してみれば、そういう結果に私はならざるを得ないのではないかと思うのでありますが、あくまでもこれは一回きりであるというふうに限定をされておられる理由がどうもわからない。その点の説明をいただきたい。

○政府委員(足立篤郎君) 御審議願っておりまして特別会計法の第二条第二項に、受託調達契約の性格と言いますか、「附則第七項に規定する受託調達契約をいう。」と書いてありますが、これは、先ほど法規課長から御説明申し上げましたように、附則第七項の「受託調達契約」というものは、予定している艦船二隻を調達するというふうにしてございまして、これは基本法になるものではなくて、この場限りのものであります。将来、御指摘のような問題が起きるか起きないかは私にはわかりませんが、もし起きれば、また特別な立法をしなければならぬというふうになっております。

○大矢正君 防衛庁の方から……

○政府委員(高橋等君) ただいまのところ、アメリカとの間に、これ以上の艦船の建造をこの形式でやる話は一切は出ておられないのでございます。将来の問題につきましては、またどういふ話があるかとも思いますが、ただいまのところは、一切そんな問題は出ておらぬということを御了承願いたいと思います。

○大矢正君 たまたま、この法律に出でたのは、艦船であります。これは単に艦船にとどまらずして、陸上それから航空、飛行機の場合もあるであ

りまして、あるいはその他、重要な金額にしても内容にしても、大幅な整備なり設備というものをやはり今後もうというような考えはないのですか。

○政府委員(増原憲吉君) 他の方から申されましたように、このものは逐艦二隻に限定されておられるわけでございますが、ほかのものは、従来日本でもやりましたものは、直接調達の形をとった域外調達でございます。そのほか、金額その他が大きいものは、航空機のF86F、及びT33というものは、これは米国の方から部分品の形で日本政府がもらって、それに日本政府が労務費その他をつぎ足して飛行機に作り上げて、でございまして日本のものであるという、これはまた違ったものがあります。これは別に国会の御承認を得てやっておる形のものでございまして、ただ、大体日本で今これを合せますと三つの形になっておりますが、この種の形式のものは、今政務次官から申し上げましたようにこれだけで、あとのところは今具体的な話し合いは全然してないものでございます。

か、これからのそういうようなアメリカに対する要請というものはやらないのかどうか。

○政府委員(高橋等君) 飛行機その他は艦船と違ひまして、向うの部品を持って来て組み立てるとか何とかいうことで、比較的これは簡単にやれるのであります。ただ、艦船の建造につきましては、相当の長年月を要する、先ほど申し上げましたようないろいろの理由もございまして、また、国内の造船能力の向上、その他いろいろな点で利益があるのでもございまして、こうした艦船につきましては、こうした様式が今後ともとられれば、向うでできたものをもうよりかは私はベターだろうと考えておるのであります。ただ、今のところ、それが期待が持てる状況ではないので、何にも話がない、こういうことに御了承願いたいと思うのであります。

○大矢正君 たまたまアメリカと日本との間においては、この逐艦二隻を除いては、特に今度の駆逐艦二隻建造をめぐることは同様な内容に基づく域外調達といふものは、話し合いの結果としては、ついていない。しかし希望としては、防衛庁といひますか、政府は、やはり附属書Aに基づく域外調達の援助といひますか、これを希望しておる、こういうふうな解釈してよろしいわけですね。

○政府委員(高橋等君) たとえば、自動車であるとか、航空機であるというふうなものは、アメリカが直接日本へ契約をいたしまして、これは相当簡単なものでありまして、飛行機といひます。部品の持つてきて組み立てるのでありますから、そういうような

ものでもあるし、また、監督官が常にそれについて監督するというようなこともないわけなんです。実際問題は、ただ艦船の場合は、特殊の問題がありますので、こうした様式がとられた方が私はベターだろう、こういう考えを持っております。航空機その他自動車あるいはトラックというふうなものについてはこうした様式をとるようなことは、実はわれわれは考えておらない。ただ、船の場合に、できたものをもうよりベターであるとか私を考えますが、ただ、それが先ほど申し上げましたように、まだそうした希望が持てる状況ではないということを申し上げておるわけでございます。

○大矢正君 きのうの参議院の予算委員会において、今度の臨時受託調達特別会計法によって生れてくる船は一体どの辺に配置をされるのだということに対して、これは太平洋方面に配置をされる、こういう答弁をしております。三年たたなればとにかくできない船で、しかも装備は、私が先ほど来指摘しているように、この三年間にどれだけ科学兵器が発達するかかわらない、どういふような科学兵器をつけるかわからないような、来年の話をして鬼が笑うというふうな今日において、三年後において太平洋方面に配置をする、日本海方面に配置するという答弁をしておる、何というのですか、気持ちというか、考え方は一体どこにあるのですか。

○政府委員(高橋等君) ただいまのところ、そういう考え方を持っておられることを御答弁申し上げたいと思ひます。将来の事情の変化によりましては、またその配置を要するということ

も、もちろんあり得る、こういうふうに御了承願いたいと思ひます。

○大矢正君 とにかく、三年後の先まで配置計画を立ててやられるくらいに防衛庁はまことに念の入った、手の込んだ、何と申しますか、よその官庁ではまねのできないような卓越した手腕をもってやられる点については、まことに私は敬服します。その点については敬服しますけれども、どうもあなたの方は、本則と附則を取り違えるような、取り違えてそれを知らぬ顔してやうする、そういう面ではまことにずうずうしいところが見られるので、必ずしもそういう面ですべてが違はれないように私は思ひますので、どうか一つ、その配置計画とか警備計画などが三年先まで、どんな船ができるかわからぬうちに、設計ができるとか、もう配艦計画をきめるように手回しとか、ければ、法律を作る場合でもやはり筋をたてて、防衛庁設置法でもって改正しなければならぬので、それぞれの手続と手順を踏んでやるのがしかるべきだと私は思ひますのであります。

以上を要望いたしますして、私の質問を終ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御質問はございませんか。——御質問がないようでありまして、質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○大矢正君 この会計法案に私は反対をいたしたいと思ひます。もちろん社会党を代表してであります。先ほどちょっと述べたのでありますが、今日少くとも再軍備計画、そして自衛隊の存在というものは、憲法上

において疑義のある問題でありまして、私どもは今の憲法の中において、このような大幅な、しかも近代的な整備を施す軍備をすることに、これは当然反対でありまして、憲法違反であるという立場が明瞭でありますからして、この面からの特別会計に対する反対をいたします。

それからまた、それを百歩譲って、そういう中でもできるのだというかりに解釈があったとしても、先ほど来申し上げているように、手続上においてすでに多くの私は誤りがあると思ひます。本質において日本とアメリカとの間における話し合いでありますし、それがあつた場合には、アメリカを義務づけてはおりませんけれども、日本を拘束するといふ内容を含んでおるものでありますからして、單に政府が答弁をされるように、相互防衛援助協定の中の付屬書Aに基いてこの会計法案を作るといふこの考え方については納得できません。

それからまた防衛庁の設置法の一部改正をこの本特別会計法の付則の中でうたうがごときことは、これはもう許すべからざる行為でありまして、私はこの点についても反対をいたしたいと存じております。

その他こまかい面ではいろいろ疑義もありまして、それからまた本日御答弁の上に立つて質問をいたしたい面もあるのですが、どういふ理由でかはわかりませんが、法律を積極的に通過することに希望をし、質問の時間もわずかしか与えられておりませんので、以上三点について基本的な点を述べて、私の反対の理由をいたしたいと存じます。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御発言はございませんか。——御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。臨時受託調達特別会計法案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は、先例により、委員長に御一任を願ひたいと思ひます。

それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

宮田 重文 西川甚五郎
天坊 裕彦 青木 一男
小柳 牧衛 西田 信一
田中 茂穂 堀見 俊二
高橋進太郎 土田國太郎
宮澤 喜一

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、国有財産法の一部を改正する法律案及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

○大矢正君 先日駒沢の旧兵舎の跡に住んでおられる人々、そうしてその兵舎の実態について調査いたしましたので、つづきに政府が企図されるところの国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨、希望ということがよくわかりました。そこで私はこの際ぜひ質問をし、政府の態度をお聞きしておきたいと思つております。

確實にあつて住んでおられる人

人、また単にあつただけでなくて、日本全国各地にあつた状況の中で、しかも非常に貧しい生活をしておられる人々のいわゆる住居を取りこわすのでありますからして、当然こういう人々を必ず新しくできるアパートとかあるいは家でありまして、それに入れなければならぬと思つております。

が、この面に対する政府の態度を再度お聞きしておきたい。もちろんこの法律の中には、もし前に入つていた者を入れなければその契約は無効になるといふようなことが書いてあるようでありまして、再度この点について念を押してお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(足立篤郎君) ただいま御指摘の点につきましては御審議願ひしております。法案にはつきりしておりますし、なお、せんだつて來の御質疑等の御趣旨もよく体して遺漏ない善処をいたすことを約束いたします。

○大矢正君 第六條二の二項に「地方公共団体が、各省各庁の長の指定する期間内に、前項の公営住宅を建設」云々、以下ありますが、この中には土地に対する問題が明らかになつておらぬようですが、建物を建てないときはその契約を解除する、あるいはまたその公営住宅に、その建設のために取りこわした建物の居住者を収容しないとき契約を解除するとありますが、かりに土地を分けてもらふのですから、その土地をどういふふうに使おうと契約を解除することができないというように解釈されるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは第二項はお示しのように、建築のことを並びに当該建物の居住者の収容のことだけを誓ひてありますが、これは当然公営住宅法に基きまして、御承知のように、別途補助金の予算を組んでおるわけでございまして、建設省の住宅局から補助指令が参ります。それによりまして、第二種公営住宅の建築ということが行われるわけでございします。これにはごまごまと、どれくらい広さの建物にはどれくらい土地を出すということもつきりきまつておるわけでございまして、ここに、第二項に明示いたしましたように、公営住宅を建設するといふことが、すなわちその内容でございまして、これを勵行いたしますといふことは、とりもなおさず、これに必要な土地を、定めるところに従つて使うといふことが前提になつておるわけでございします。われわれは、そういう一つの公営住宅制度というものを前提にいたしまして、かような規定を設けておりますので、ただいま大矢委員の御指摘の点につきましては、十分この項に定まつておる「土地の取得又は宅地の造成」といふような規定とも関連をいたしまして、十全に行われるというふうを考えております。

○大矢正君 これは相手が地方公共団体であるから、國と地方公共団体との間であつて、決して個人との取引じゃないからいいんではないかという議論もあるかと思ひますけれども、私は必ずしもそうじゃない。このごろ地方公共団体の中には、一億円を、なんですか、どつかの銀行に預けて、利ざやをかせぐといふようなものも現われてくる世の中でありまして、そう私は、地方公共団体を信頼し過ぎることではない面があると思ふ。そこで、これは土地を譲与する場合に、まさか

家に一ぱい一ぱいの土地を譲与するわけじゃない、当然ある程度スペースのある土地を譲与することになるわけでありまして、そのスペースの部分で地方自治体が、自主的に申ししますか、かりに個人に売買をする、もしそれがなされても、政府はそれに対して何らくちばしを入れることができない。そしてまたこの第二項にうたわれておるように、契約を解除するといふことができないといふ結果になると思ふので、そういう点、どこかそういうものを規制する法律がありますか。

○政府委員(正示啓次郎君) 先ほど申し上げました公営住宅につきまして、ここにも書いてありますが、公営住宅法という法律がございまして、どういふ場合には居住者に分譲できる、どういふ場合は貸し付けでやらなければならぬという規定はつきりあるわけでございします。これは国会でお定めになりました公営住宅法を尊重いたしまして、その条件に適合するものには、か

ような条件で建物を無償で渡す、また土地は、特別に定められました予算の単価これは非常に割安になるのでございしますが、そういう単価で差し上げると、こういうことでございまして、ただいま大矢委員がお示しになりました点は、公営住宅法によりまして明定されておる、こういうふうには御了解願ひたいわけでありまして。

○大矢正君 これは地方公共団体がある程度余力があつたり、それから地方団体と話のできるところにある、かりに兵舎とか何とかの老朽した建物であればいいと思つておりますけれども、地方自治体ではなかなか手がつけられないとか、困難であるといふような状

況下にある、たとえば旧兵舎なんというものは、当分の間、やはり放置したままになされなければならぬということになると思うのですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(正示啓次郎君) ごもつとも御質問でございます。先般栗山委員からも、実は地方公共団体のことにつきましても御心配のような御質問をいただきました。私、ただいまの大矢委員の御質問に対してまずお答え申し上げますが、こういういわば公共団体ではなくて、民間のいわば社会福祉団体というものを御想定であろうと存じますが、さような場合におきましても、この制度ができませんれば、できる限り地方公共団体に肩がわりをしていただくようなことを考えていきたいと思ひます。そうしまして、先般ごらんをいただきました世田谷郷のような状況のものが全国に相当あるわけですから、ごらんをいただきましたように、まことに危険な状態でございます。これはぜひとも地方公共団体が一つ肩がわりをしていただくべきであり、ここ二、三年の間に、急速にああいうものを解消したような措置を講じたい、この点をまず申し上げておきます。なお、それに関連いたしますが、先般の栗山委員の御質問にもあわせてお答え申し上げておきたいと思ひまして、あれよりさつそく自治庁、建設省、厚生省、大蔵省主計局係官に御参集願ひまして、私の部屋で十分に協議をいたしました。大体この措置を適用できるものは十分適用しようというのを、まず第一に申し合せをいたしました。第二に、この措置に漏れるような場合にお

きましても、これは契約上補修の義務は地方公共団体が持つてゐるわけでありますから、その履行については、はっきりと四省共同通牒を出そうということも申し合せました。大体この間栗山委員にお答え申し上げましたことを、さつそく実行に移してまいりますので、これまたあわせて御了解を願ひたいと思ひます。

○大矢正君 局長も先日駒沢へ行かれたときに、話を聞いたと思うのでありますが、かりにああいう老朽化した兵舎に住んでゐる人々というのは、おそらくもう大部分は生活にゆとりのない人々だらうと思ひます。いかに東京は住宅難だといえども、やはりある程度の余裕のある人は、皆それぞれ家をみつめて入っている。部屋借りでも何でもやっている。あそこに住んでいる人は、もう悪い言葉で言えば、ニコヨン・クラスの人が非常に多いことは、あなたもお聞きの通りであります。従つてかりに土地を提供することに、よつて、アパートができたとして、そのアパートに入居するための費用や、それから家賃というものが高ければ、当然入れない。それはもう以前からすでにわかっていることで、あつて、かりに千円の家賃である場合、その千円の家賃が払えるかどうかということは、これは私が言うまでもなく、あなたはかわかりであらうと思ひます。それからしかこの間の話は、あそこ駒沢で月に二、三百円の家賃であるけれども、それも百五十万円かまたまつてゐると、こういう話もございました。そうなるて参りますというところ、ましてや二百円、三百円てアパートに入れる道理はありませんから、入れ

ない者が結果として出てくる危険を私もは持つわけであります。そうなるて参りますと、政府が幾らこういう法律を作つて、そうして前に入つていた者を入れなさいと言つても、無条件で入れることはできなくなつてくる。その人間は何か別な仕事を与えて、もつと生活に余裕のあるような仕事をさせるか、あるいはただにしてやらない限り、入れないような結果も出てくるのではないかと。そうすると実際この法律とは、大いに矛盾をすると私は思うのであります。そういう点は局長はどのようにお考えになつてゐるか。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまその点についてお答えを漏らしたのでございまして、厚生省に御参加を願つたのは、実はその趣旨でございまして、今度第二種公営住宅に収容いたしました、どうして正規の家賃を申し受けないでばならないわけでございます。お話をうに、できる限り積極的に適當な就職口等をごあつせん申し上げまして、収入のあるように持つてゆくのが筋合ひだと考えますが、中にはどうしてもいわれる稼働力を失つておられような方もおられるわけでございます。そういう方につきまして共同通牒の中に「居住者のうち生活保護法による被保護者に対しては同法による住宅扶助を支給し、これを使用料の支払に充当せしめても差しつかえない」ということをはっきり明示いたしました。先般先生方がおいでになつたときお聞き、郷長にお尋ねになつたときお聞き、その点十分承知をいたしておられたのであります。たまたま東京都の方から来ておりました援護課長は

十分知つておりました。そういう場合は生活保護法の生活扶助ができるのだというところを明言しておつたことは、御承知の通りであります。まことに社会保障も非常に各般にわたつておりまして、それぞれの分野によりまして、相当専門的になつてゐることは、御承知の通りであります。それがどうも出先の末端におきまして、よく何と申しますか、相互の緊密な連絡がとれてないような面も、必ずしもないわけじゃないと思ひます。私どもとしましては、そういう点について、いわゆる漏れなく、せつかくこの生活保護法というふうなりつぱな法律があつて、社会保障の援護の手は差し伸べられてゐるのでありますから、これを活用されましように、あらゆる機会によく注意をいたしまして、大蔵省の管財局は国有財産のことばかり考えるのぢやないの、もし社会保障の制度の恩恵に浴びなければならぬ方々がいる場合は、社会保障のことをよく勉強して、そういう方々にサービスしなければいけない、こういうようなことをよく言つてゐるのであります。たまたま今度の共同通牒には、その点もうたい込むことをはっきり約束いたしております。御了承願ひたいと思ひます。

○大矢正君 最後にお願ひというか要望というところになると思うのでありますが、今あなたの言われたのは、かりに、生活保護を適用されてゐる人間と私も承わりましたけれども、なんですか、住宅のまあ家賃の分を補助を受けることができるという方がいいたう、そういう方向で救済した方がいいだらうという意見がありましたけれども、生活保護法の対象になる人員とい

うのは限られたものでございまして、それから、それでやつたら何分の一にもならぬと思ひます、事実上。かりにニコヨン・クラスで、ニコヨンは今度は三百二十四ですからだいぶ上りましたけれども、そういう人々は生活保護法の適用にはならぬのです。だから、ならぬといふことは、当然家賃を支払わなければならぬという結果が出てくるので、その面ではやはり単に生活保護法の適用該当事者だけにとどまらずして、もっと幅の広い考慮をせよと申すわけにはならぬ。それから正示局長のようにもわかりのいい人で、非常に窮乏した人間に対する理解のある人がおるところはいいですけども、その所管である関東財務局のある東京はいかにもしれないけれども、北海道あるいは九州となつて東京を離れると、なかなか財務局というのにはあなたの言われるやうにやつてくれないので、家賃をやらないといふことになつてゐるとすれば、あなたの希望するところと非常に違ふと思ひます。どうか政務次官の力によつてそういうことのないやうに、東京で行おうとするのが同様に同時に全国各地に行われるやうな、そういうやうな方向を私は希望しておきたいと思ひます。

○平林剛君 私は国有財産法の一部を改正する法律案と国有財産特別措置法の一部を改正する法律案、まとめてお尋ねをしたいと思ひます。最初に順序が逆になりますが、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について、先般駒沢の実地検査を行いましたときに、一つ、二つお答えを願つて、もう少しこの法律の内容を承知いたしたいと思つておりましたから、そのことに

第五部 大蔵委員会会議録第三十四号 昭和三十三年四月二十六日【参議院】

上げることができないと思いますが、法律が通過、公布になりますと、さっそくそういう線におきまして、具体化したと考えております。

なお、第二の憲法八十九条の關係でございしますが、これは、御承知の通りに、いわゆる宗教その他慈善団体等に對して、公金を支出したり、あるいは國の財産のフューバーを与えるという考え方があります。特に有利な条件、無償ということが一番有利な条件でございしますが、半額にするとか、また特別に割引をするとかいうようなことをやりますと、仰せのように、非常に問題でございします。しかしながら、法律によつて、いわゆる一般競争あるいは隨意契約というふうなことをいたして、それが時価で売り払われる場合、あるいは、一般に慈善団体だけでなく、あるいは宗教団体だけでなく、すべてのものに平等な条件でいたす場合、あるいは國財産法なり國有財産特別措置法で、かくかくの場合にはかくかくの条件で売つてよろしいという場合は、いわゆる差別をしていないわけでありまして、差別と申しますより、特に優遇をしていないわけでありまして、お尋ねのキリスト協会は、時価で売り払つておりますので、その点全然フューバーを与えておりません。かりにフューバーを与えても、一般の条件による場合は、われわれは憲法八十九条には何ら抵触しない、かように解釈しておりますので、念のために申し上げます。

○栗山良夫君 先ほど、特別措置法の一部改正について、過日私が要望しておいた点についての御回答をいただきまして、さっそく關係各機關と話をせ

られて、そしてしかるべく手配をしていただいたというのでありまして、私は満足いたします。

ただ、問題は、あのときにも私指摘いたしました、住民の居住に供与している普通財産としての分類をされていゝるいわゆる建物というものの絶対数量というものが、まだ明確になつていないというところは明らかにあります。そこで、おそらく今後特別な関心を國並に地方公共団体は持つて善処をされることと思いますが、なるべく早い機会に、当委員会に、全國一本にして調査結果を報告せられたいと私は思います。特に、全体の戸数、あるいは占有の坪数並びにその家の管理者、こういうふうな區別にして、總数と、そのうちで特に保安上危険な状態にあるのは何戸ある、その危険なものうちで、この法律改正によつてさつと適用を受けて改修せられるものがどれだけあるか、改修が若干放置状態に残されるもの、先ほど適当な手当をするとおっしゃいますが、そういうものはどれだけあるか、この統計を、なるべく早い機会に當委員会に提出せられるように、私は要求をいたしておきます。

○平林剛君 先ほど憲法の解釈について、私ちよつと考へてゐる間に栗山委員の御発言があつたわけでございます。何だか八十九条に對するあなたの御見解は、今ゆつくり読み返してみましても、お答えだけではすなほに読めないような気がするわけです。ただし、私は、今この具體的な例としてあげてきた日本キリスト協會對する譲渡そのものをとがめてゐるわけではありませぬけれども、もう少し政府の方で御研究なさる必要があるのじゃないだろうか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

方で御研究なさる必要があるのじゃないだろうか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員（正示啓次郎君） 私の憲法解釈というふうなものでございしますから、あるいは適當な方からさらに答へられてしかるべきと思いますが、われわれの解釈は一応そういうことになつておりまして、どういふ団体でございしようとも、一般競争入札に参加するとか、あるいは一般の条件によつて隨意契約をいたすとかいうことは、これは差しつかえない。ただ、宗教団体であるから、あるいは教育、慈善の団体であるから、それを理由にいたしまして、それに特別のフューバーを与へるということは、これは公けの支配に屬しない限りは許さないというふうな解釈すればよろしいと思つております。

○平林剛君 まあ憲法の問題は一つの疑点として發言をいたしておきます。それでこの法律について私は質問はありませぬ。栗山さんどうぞ。

○栗山良夫君 関連して、今の宗教団體に對する問題で、大體局長の答へで僕個人は了承するのですが、ただ関連して非常に疑問に思つたのは、例の長い間問題になつてゐる富士山頂の問題で、あれは一体どうなんですか、今の解釈でいくと。

○政府委員（正示啓次郎君） これはむずかしい問題が取り上げられました。が、富士山頂の問題はいわゆる社寺等に對する無償で貸し付けております土地の問題、これは御承知のように特別の法律がございまして、一応富士山に限定して申し上げますと、富士山の八合目以上の土地が淺間神社の御神體だ

というふうな考え方がございまして、もともとその神社のものであつたのを淨地というところで國有になつてゐるのだから、もとの淺間神社に無償でもらいたたいということでは長い間の懸案でございします。そのうちの一部、これはいわゆる宗教活動にどうしても必要であるという一部はすでに譲与いたしておるのでありますが、その他の部分というものは一応この法律によりまして、いわゆる淺間神社の宗教活動上絶対必要なものとも認められぬ半面、富士山というものはいわば御承知のような特殊なものでございまして、これはすでに國立公園に、また國民全体の敬慕の的というふうな特殊性、それからまたそこには御承知のように測候所というやうなものがございまして、これは行政財産にもなつております。また登山道路というものの道路として行政財産になつております。國として必要でありますから、そういうことになつておるのでございまして、これは譲与いたさないということで、先般淺間神社から名古屋の裁判所に訴訟が起つておりますが、憲法八十九条との關係におきましては、まずもともと沿革的に神社のものであつたものを、これをその所有に返すというふうな考え方から、一種の特別の沿革的理由に基づく特別の措置であるという解釈をとつておるのでございします。これは昭和二十三年にその法律を御制定になりましたときの國會の御議論等によつて明らかであります。従ひまして譲与することはこの八十九条に違反しないという解釈をいたしておるのであります。あの方の懸案の問題としては、私どもとしては目下慎重に政府内で研究いたしてお

ります。法務省は訴訟の當事者となつて、いずれ名古屋地方裁判所において法的に結論が出るというふうになつております。

○栗山良夫君 大藏省としては八合目以上一括して譲与するということは絶対しないという方針ですか、その点は明確ですか。

○政府委員（正示啓次郎君） 私どもは目下のところ譲与することは考へておりませぬ。すなわち國有として現在あるのでございします。そのまゝにいたしまして、むしろ先ほど申し上げましたやうな行政財産あるいは國立公園というふうな形になつております。また史蹟、名勝、天然記念物というやうな形のものになつておりますので、これの管理の主体を明確にして國として保全の責任をはつきりすべきではないか、こういう考へを持つてゐる次第でございします。

○平林剛君 最後に、國有財産法の一部を改正する法律案について二、三お尋ねをしておきたいと思ひます。

國有財産審議會の委員につきまして、それぞれ法律の定めがございしますけれども、この中で學識経験者につきましては一体どういふ範圍の中から選ばれるつもりか、その基準等について明確なものがあればお示しを願つておきたいと思ひます。

○政府委員（正示啓次郎君） 先般栗山委員の御質問にもお答え申し上げたのでありますが、この國有財産の管理処分はまことに關係するところ廣うございしますので、大體において各方面からできる限り網羅的に適當な方に御参加を願ひたい。すなわち經濟界と申しまして、産業、金融いろいろあるわけ

でございますが、そういう方面の代表の方、それから住宅あるいは道路、都市計画、言論機関、あるいは何と申しますか法曹界、それからほんとうの学者——大学の先生方、そういうふうな方、それに地方公共団体の代表の方、まあ大体申し上げますとほとんど網羅的に一応選んでおるわけでありまして、基準と申しますと、いわば国有財産の関係するところからほとんど網羅的にということがいわば基準であります。

○平林剛君 私この間江戸川区の小岩の高射砲陣地のときにも考えたのですけれども、居住者の立場をある程度考慮しなければならぬということがときどき起きてくるのじゃないだろうか、だからといって居住者の代表を入れろという意味ではありません。しかし中央審議会なら中央審議会が具体的に実際の運営をやる場合には、居住者の利益ということについても十分考えて運営をされると、そういうことを要望いたしておきたいのでありますけれども、あなたの方の御見解はいかがですか。

○政府委員（正示啓次郎君） まあ居住者と申されますが、消費者代表的な意味におきまして、実は中央審議会には女性の方にも一人お入りを願っておりますし、あるいは新聞社の論説委員というふうな方にもお入りを願っておりますのであります。あるいはこれがびたりとお答えにならないようなお気持があるかもしれません。それは今のようない具体的な問題の場合、すなわち中央審議会の場合は、むしろ地方で、たとえば関東財務局で今の小岩の問題は処理するというふうなお気持の御質

問と思ひますので、そういう場合はむしろ関係者として直接そういう方の御意見を委員会にお述べを願う、そういうチャンスを与えるのがむしろ正しいのじゃないか、こういうふうには考えておりました。それからむしろ地方審議会で具体的な処分をやりまする場合には、当該処分に直接利害関係を持つておられる委員は、むしろ審議会の御決定からははずれていただくような配慮をいたしておりました。これはたとえば先ほどお話がありました、東京府に財産を譲渡するというふうな場合に東京府の代表である委員には、その審議会の決定からははずれていただくようなことをむしろ考えております。従いまして具体的なケースにおきましては、もとより関係者として意見は十分伺うのであります。むしろ審議会の委員におなりいただくことはどうかというふうに考えております。ただ一般の消費者のお立場を代表されるようなフェアな御意見を出していただく人というふうな意味におきまして、先ほど申したような主婦の代表あるいは新聞社の論説担当の先生方というふうな方にもお入りいただいておりますのであります。

○平林剛君 この国有財産の処理審議会等につきましては、いろいろたくさん問題が含まれていて一々戻すことはできないと思ひます。議会としては結局この国有財産審議会にすべてをおまかせをするということになるわけでありまして、私も私としてはこれは委員長に對しても要望いたしておきますけれども、この進行状況については、絶えず責任をもって常に調査調査あるいは院の調査権を行使して適正な方法を

もつてこの法律の目的とすることが終了するように注意をしていきたい、この思ひでございます。その点は委員長においても十分御留意を願ひたい。

そこで最後に、先般私がお尋ねをした六万坪の問題についての結論はいつまでに終了していただけるか。それからそれとは関係ありませんけれども、この国有財産法の一部を改正する法律案によつて、これからいろいろな審査を続けられることになると思ひますが、大体全般的な処理はいつごろまでに終えるという目標を立てて進められるのか、この二つについてお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員（正示啓次郎君） まず第一の小岩の土地の問題でございますが、これまた私としては相当急いで処理をいたさなければならぬということを考えまして、早速東京府の副知事にお願いをいたしまして、あそこに管財部というのがあるようでございまして、この管財部長が幹事役を努めますが、関東財務局、それから江戸川区区役所並びに先ほどお話のような関係者の方方というところで、都の中にこの処理に関する一種の連絡会議と申しますか、そういうものを早速設置をしていただきまして早速水曜日に早速第一回を開くことになっております。いつまでに結論が出るかというお尋ねでございますが、できるだけすみやかにこの協議会において方針を打ち出して、私の方へ随時御連絡を願つて適正に結論を出したいと考えております。いつまでということができますと申し上げられませんが、できるだけすみやかにやりたいと思ひております。

それからこの国有財産法の改正をお願ひいたしました、全般的な処理についてどういふ用途でやるのかという御質問でございますが、私も私も審議会ができました、これに一切責任を負わせるという考えではございませんで、むしろ審議会は非常に有益なわれわれに対する参考意見を出していただく場と考えております。それでこの財産法の中にもありますように、早速この処分計画というものを大蔵大臣は各省各庁からとるわけでございますから、むしろこれがほんとうに今後国会における大蔵委員会等において、国有財産の処分計画はどういふふうになつていくのかということ、われわれとしては責任を持った計画を出していただくことになるわけでありまして、これを十分一つ国会においてもいろいろ御議論を願うべきであるというふうに考えております。つきましてはわれわれとしては毎年々々の処分計画を作つていくわけでございますが、大体やはり五年ぐらゐの期間にわたります、一つの何と申しますか、目標を置きまして、処分の計画を立てていきたいということを一応腹案として考えております。もつとも一方におきましては、申し上げました実地調査、実態調査をやつておりますべく予算当局とも打ち合せをいたしておるわけでございます。一方実態調査は三年ぐらゐで終了することを目標といたしますし、おもな財産の処分は大体五年ぐらゐの間にほとんど処理をいたしていきたい、こういう考え方をもちて進んでおるわけでございます。

○平林剛君 私の質問はこれで終りますけれども、この法律案の審議をめぐつて私どもいろいろ御注意申し上げたことについて、どうか政府でも十分検討して、委員会の意見を生かしてもらいたい。

それから何分膨大な国有財産の管理処分でありますから、あなたの方でも人間が足りないなら足りないこれははっきり言つて、そして国民の権利が不当に侵害されるような事態が起らないように十分注意をしてもらいたい。おそらく国有財産中央審議会の答申の中、こまかいことは読みませんが、そういう御意見もあつたと思ひますが、今の機構だけでこれだけの膨大なものをやり、処理するというようなことはなかなか不可能じゃないかと私は思うのであります。そういう場合にはあなたの方でも積極的に定員その他機構については、今度は自主的に、中身を生かすわけですから遺憾なく提案をし、あるいは要求をされるというのを要望いたしておきたいと思ひます。それでなければ戦中に政府当局がかなり侵した国家的損害というものを取り返すことができない。ごたごたした最中であるから、政府にあまり責任を追及してもお気の毒だと思つたから、六万坪の件についても私はあまり深い追及はしませんでしたけれども、そういう当時の責任を取り返すために、積極的に管理処分をするという責任に當つてもう、こういうことを要望して私の質問を終ります。

○土田国太郎君 ちょっと局長に聞きたいのだが、この二万坪もある調査ですね。地方税務署を使うわけにいかないのですか。このあなたの方の管理している不動産の調査は地方税務署を使うわけにいかんのですか。あれを使つたら簡単にやれるんじゃないやしませんか。

○政府委員(正示啓次郎君) たいだいま

土田委員からの御質問、あるいは御意見的な御質問でございますが、これは非常に昔の大蔵省の制度は、税務署が国有財産の管理の責任者でございます、これは先般ちょっとお答え申した

と思うのでありますが、地租、家賃、地というものが国税になっておりますよ、うな場合には、非常にうまくいったわけでありまして、地租の調査、賃賃価格の調査というのをやりますと、有租地は全部仕上がりまして有租地でないのは国有地であるということ、非常

にうまくいったのでありますが、今日御承知のように税体系がすっかり変わらしまして、そういうふうになっておりませんの、一つと、それからもう一つ

は今回減税をしていただきました大へんありがたいでございますが、まだまだなかなか税務の方の手が一ぱい

ございまして、今税務の方にわれわれの方のお手伝いを願うということも、なかなかいろいろの事情で、一つの御意見として非常にわれわれもわかりま

すし、むしろ将来税制の根本的な改正の一つの宿題になるのじゃないかとい

うふうな感じがいたしております。○土田国太郎君 わかりました。○委員長(廣瀬久忠君) 別に御発言もなければ、両案の質疑は終了したものと認めます。

それではまず、国有財産法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。発言がなければ討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

御挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案につきまして討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の御挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対する諸般の手續等は前例により委員長に御一任願いたいと思ひます。

それから委員会の報告書に付する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

西川甚五郎 平林 剛
天坊 裕彦 青木 一男
小柳 牧衛 西田 信一
田中 茂穂 塩見 俊二
高橋進太郎 土田国太郎
栗山 良夫 榎 繁夫

○委員長(廣瀬久忠君) まことに御苦勞さまでございました。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

昭和三十一年五月一日印刷

昭和三十一年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局